

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則

〔令和 2 年 3 月 3 1 日〕
〔大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 7 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務条件その他就業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第 2 条 会計年度任用職員は、競争試験又は選考により広域連合長が任用する。

(任用期間)

第 3 条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

- 2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、2 回までは再度の任用ができるものとする。
- 4 会計年度任用職員が公募による選考に合格した場合は、前項に規定する再度の任用回数を超えて再度の任用を行うことができる。
- 5 職員が条件付採用の期間の 1 月間において実際に勤務した日数が 15 日に満たない場合においては、その日数が 15 日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。
- 6 任命権者は、条件付採用の期間中の職員について、当該職員が正式採用になるためにはその能力の実証が十分でないと認める場合であって、前項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長に対し、当該職員の任期を超えない範囲内でその条件付採用の期間を延長することを申請することができる。

(勤務条件の明示)

第 4 条 広域連合長は、会計年度任用職員の任用に際しては、文書を交付して報

酬、勤務時間その他の勤務条件を明示するものとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分、1週間につき35時間をそれぞれ超えない範囲内で別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、勤務時間の割振りの変更又は勤務を要しない日の振替をすることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、広域連合長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、同項に規定する勤務時間以外の時間に勤務すること（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。

4 前項の規定により時間外勤務を命ずる場合の時間及び月数の上限に関する事項については、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）に定める常勤の職員の例による。

(休憩時間)

第6条 会計年度任用職員の休憩時間は、原則として、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分とし、8時間を超える場合においては1時間とする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することをいう。）及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例に定める常勤の職員の例による。

(始業の時刻等)

第8条 会計年度任用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、午前9時から午後5時30分までの間で、第5条第1項に定める勤務時間の範囲内で別に定める。

(休日)

第9条 会計年度任用職員の休日は、勤務を要しない日として別に定める。

(出勤管理等)

第10条 所属の長（以下「所属長」という。）は、会計年度任用職員の勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たらなければならない。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第12条 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する

者の年次休暇は、定められた任用期間につき別表第1に掲げる日数とする。

- 2 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する者が、任用の日から1年（年度の途中で任用された会計年度任用職員の6月を超え1年未満の勤務期間は、1年とみなす。）以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤（この条及び次条の規定に基づく休暇並びに第17条の規定に基づく育児休業に係る日については、出勤したものとみなす。）をした場合における当該会計年度任用職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる日数とする。
- 3 1週間当たりの勤務時間が30時間以上かつ1週間当たりの勤務日数が5日未満である会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数にかかわらず、当該1週間当たりの勤務日の日数が5日以上あるものとみなす。
- 4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、15分を単位として与えることができる。
- 5 年次休暇の日数の計算は、会計年度による。
- 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 7 第1項、第2項及び第3項の規定により与える年次休暇の日数が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回る時は、第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該日数の年次休暇を与えるものとする。

（特別休暇）

第13条 会計年度任用職員に対し、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。

- 2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、前項の規定にかかわらず、第7号及び第10号の規定は、1週間当たりの勤務時間を基準として月額により報酬を定める会計年度任用職員（あらかじめこれらの規定に定める日を特に勤務を要する日として指定されている者を除く。）のみに適用する。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務することができない場合 必要と認める日又は時間
- (2) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務することができない場合 必要と認める日又は時間
- (3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合に該当するため勤務することができない場合 1週間以内で必要と認める期間

- ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合
- イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にこれらを確保することができる者がいない場合
- ウ ア及びイに準ずる場合として次に掲げる場合
 - (ア) 天災その他の非常災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、当該会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合であって、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行う場合
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場合
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (5) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（被選挙権を行使する場合を除く。） 必要と認める日又は時間
- (6) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
- (7) 年末年始の場合 12月29日から翌年1月3日まで（第9条の休日を除く。）
- (8) 親族の喪に服する場合 別表第3に掲げる日数以内で必要と認める期間
- (9) 結婚（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。）する場合 5日以内で必要と認める期間
- (10) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合 当該休日
- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日以内で必要と認める時間
- (12) 夏期における健康管理のため必要と認められる場合 別表第4に定める範囲内で必要と認める期間。ただし、7月1日から9月30日までの間に

会計年度任用職員となった者は、任用の日に応じ、別表第5に定める範囲内で必要と認める期間

- (13) 会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている者であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間））に5（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）
- (14) 会計年度任用職員が出産する場合 その出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
- (15) 会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている者であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間））に3を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）
- (16) 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている者であつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間））に5を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）

- (17) 会計年度任用職員（女性である会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ、6月以上の期間の定めにより勤務する会計年度任用職員に限る。）が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）一の年度において10日（次項第5号の特別休暇を与えた期間がある場合にあつては、90日から当該期間を除いた期間であつて、10日を超えない期間）の範囲内の期間
- 3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間
- (2) 生後1年に達しない生児を育てる場合 1日2回以内とし、それぞれについて30分
- (3) 女性である会計年度任用職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 1回について2日以内で必要とする期間
- (4) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (5) 会計年度任用職員（女性である会計年度任用職員が母子保健法に規定す

る保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ2月を超える期間の定めにより勤務する会計年度任用職員に限る。)が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。)一の年度において90日(前項第17号の特別休暇を与えた期間がある場合にあつては、90日から当該期間を除いた期間)の範囲内の期間

- (6) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。以下この号において同じ。)のある会計年度任用職員(1週間当たりの勤務日の日数が3日以上であるものに限る。)が、当該子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事(入園、卒園、入学又は卒業の式典及び学校等から実施の通知を受けて、原則として子とともに参加するもの)への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日(当該子を2人以上養育する会計年度任用職員にあつては、10日)以内で必要と認める日又は時間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間))に5(当該子を2人以上養育する会計年度任用職員にあつては、10)を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間)
- (7) 会計年度任用職員(被介護人(勤務時間条例第8条第5項に規定する被介護人をいう。以下同じ。))を介護する会計年度任用職員が被介護人の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間(以下「被介護人各々に係る一の被介護期間」という。)に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員であつて、かつ、当該被介護人各々に係る一の被介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任用期間(再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの)が満了すること及び広域連合の会計年度任用職員として、引き続き任用されないことが明らかでないものに限る。)が被介護人を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 被介護人の各々が介護

を必要とする一の継続する状態ごとに、180日の期間を限度として必要と認める日又は時間

- (8) 被介護人の介護、被介護人の通院等の付添い又は被介護人が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の被介護人の必要な世話をを行う会計年度任用職員(1週間当たりの勤務日の日数が3日以上であるものに限る。)が当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該被介護人が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた時間))に5(当該被介護人を2人以上介護する会計年度任用職員にあつては、10)を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間)
- (9) 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上である会計年度任用職員が被介護人を介護するため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該被介護人に係る第7号に定める期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において、1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間

(妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等)

第14条 広域連合長は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「育児休業条例」という。)第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員(以下「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 広域連合長は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 広域連合長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第15条 広域連合長は、会計年度任用職員が配偶者等（勤務時間条例第8条第5項に規定する配偶者等をいう。）について当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 広域連合長は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条 広域連合長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

（育児休業）

第17条 次の各号のいずれか（第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、第1号又は第3号）に該当する会計年度任用職員は、広域連合長の承認を受けて、当該会計年度任用職員の子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、同条例第2条の3各号に定める日（同条例第2条の4に規定する場

合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)まで、育児休業をすることができる。

(1) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

ア その養育する子が1歳6か月に達する日(育児休業条例第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任用期間(再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの)が満了すること及び広域連合の会計年度任用職員として、引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

イ 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員

(2) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員が育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(2)において同じ。)(において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(3) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該再度任用が行われ、又は当該任用期間の満了後に広域連合の会計年度任用職員として引き続き任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任用期間の末日の翌日又は当該任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(部分休業)

第18条 広域連合長は、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日がある会計年度任用職員(1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することがある。

2 部分休業の時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 会計年度任用職員に対する前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、15分を単位として行うものとする。

4 会計年度任用職員に対する第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が第13条第3項第2号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項に規定する介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

5 会計年度任用職員に対する第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の部分休業を承認することがある。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
(給与及び費用弁償)

第19条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号）の定めるところによる。

（退職）

第20条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1) 任用期間が満了したとき。

(2) その者の都合により退職を申し出て、広域連合長が認めたとき。

(3) 死亡したとき。

2 会計年度任用職員がその者の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の2週間前までに文書をもって広域連合長に申し出なければならない。

3 会計年度任用職員が退職する場合において、任用期間、業務の種類、その事業における地位、報酬、期末手当又は退職の事由（退職の事由が免職の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、広域連合長は、遅滞なくこれを交付するものとする。

(任用期間の満了)

第21条 広域連合長は、2回以上再度任用を行い、又は任用の日から起算して1年を超えて継続して勤務している会計年度任用職員の再度任用を行わない場合には、任用期間が満了する日の30日前までにその旨を予告しなければならない。ただし、あらかじめ任用期間の満了後に再度任用を行わないことを文書により明示している場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、再度任用を行わない旨を予告した後、当該会計年度任用職員がその理由について証明書を請求した場合は、広域連合長は、遅滞なくこれを交付するものとする。任用期間の満了後においても、同様とする。

(服務及び懲戒)

第22条 会計年度任用職員の服務及び懲戒は、常勤の職員の例による。ただし、営利企業への従事制限は対象外とする。

(健康診断)

第23条 広域連合長は、1週間につき29時間以上、かつ、1年以上継続して勤務する会計年度任用職員に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項の規定により、定期的に健康診断を実施する。

(災害補償)

第24条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の災害補償に関する条例(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第11号)の定めるところによる。

(社会保険)

第25条 会計年度任用職員の社会保険の適用については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件その他就業等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に大阪府後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員取扱要綱(平成29年6月9日制定)に基づき、非常勤嘱託員として任用され、引き続き会計年度任用職員として任用された者は、第3条第3項に規定する再

度の任用の回数は1回とする。

附 則（令和3年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行し、この規則による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則第13条第1項の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則第13条第2項第16号の規定は令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の規定は令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年規則第4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

区分	日数
1週間当たりの勤務日の日数が5日以上の者	13日
1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	10日
1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	7日
1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	4日
1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	2日

別表第2（第12条関係）

区分	日数					
	勤続勤務年数が1年以上2年未満の場合	勤続勤務年数が2年以上3年未満の場合	勤続勤務年数が3年以上4年未満の場合	勤続勤務年数が4年以上5年未満の場合	勤続勤務年数が5年以上6年未満の場合	勤続勤務年数が6年以上の場合
1週間当たりの勤務日の日数が5日以上の者	13日	13日	14日	16日	18日	20日
1週間当たりの勤務日の日数が4日の者	10日	10日	10日	12日	13日	15日
1週間当たりの勤務日の日数が3日の者	7日	7日	8日	9日	10日	11日
1週間当たりの勤務日の日数が2日の者	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1週間当たりの勤務日の日数が1日の者	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第3 (第13条関係)

死亡した者	日数
父母、配偶者、子	7日
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日

別表第4 (第13条関係)

週勤務日数	付与日数
5日	5日
4日	4日
3日	3日

別表第5 (第13条関係)

週5日勤務		週4日勤務		週3日勤務	
任用日	付与日数	任用日	付与日数	任用日	付与日数
7月 1日～ 7月18日	5日	7月 1日～ 7月23日	4日	7月 1日～ 7月31日	3日
7月19日～ 8月 5日	4日	7月24日～ 8月15日	3日	8月 1日～ 8月31日	2日
8月 6日～ 8月23日	3日	8月16日～ 9月 7日	2日	9月 1日～ 9月30日	1日
8月24日～ 9月11日	2日	9月 8日～ 9月30日	1日		
9月12日～ 9月30日	1日				